議　　第　１７５　号

令和８年６月５日提出

専決処分の報告について

令和８年度熊本市農業集落排水事業会計補正予算を次のように専決処分したので、報告するとともに承認を求める。

熊本市長　　大　西　一　史

（提出理由）

物価高騰に係る緊急的な対応に必要な経費について、所要の専決処分をしたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第３項の規定に基づき、市議会の承認を求めるものである。

令和８年４月２日専決

令和８年度熊本市農業集落排水事業会計補正予算

令和８年度熊本市の農業集落排水事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正　　（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
20 使用料及び手数料		33,065	△2,000	31,065
	10 使 用 料	33,065	△2,000	31,065
30 繰 入 金		223,970	2,000	225,970
	10 一般会計繰入金	223,970	2,000	225,970
歳　　入　　合　　計		303,571	0	303,571

（1）歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総括（歳入）

（単位：千円）

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
20　使用料及び手数料	33,065	△2,000	31,065
30　繰 入 金	223,970	2,000	225,970
歳 入 合 計	303,571	0	303,571

２　歳　入

（単位：千円）

（款）　20 使用料及び手数料			（項）　10 使 用 料			
目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
10　農林水産業使用料	33,065	△2,000	31,065	10 現　年　分	△2,000	
計	33,065	△2,000	31,065			

（単位：千円）

（款） 30 繰 入 金			（項） 10 一般会計繰入金			
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 一般会計繰入金	223,970	2,000	225,970	10 一般会計繰入金	2,000	
計	223,970	2,000	225,970			